

名古屋市役所における自動販売機設置に係る

名古屋市有地及び建物の一時貸付

一般競争入札(郵送入札)

入 札 案 内 書

(令和7年11月1日以降設置分)

名 古 屋 市

目次



◇ 入札のあらまし	1
◇ 入札説明書	2
第1 貸付物件	2
第2 参加者の資格	2
第3 自動販売機の設置条件	4
第4 入札参加申請	5
第5 入札書の提出	6
第6 入札金額	7
第7 入札書	7
第8 開札・落札者の決定	7
第9 契約の締結	8
第10 貸付料の納付	8
第11 契約保証金	8
第12 販売実績の報告	9
第13 問い合わせ先	9
◇ 共通仕様書	10～12
◇ 物件別特記仕様書	13～15
◇ 契約書（案）	16～24
◇ 販売実績報告書（ひな形）	25
◇ 入札参加申込書（ひな形）	26～27
◇ 法人役員に関する調書（ひな形）	28
◇ 入札参加書（ひな形）	29
◇ 委任状（ひな形）	30
◇ 入札書（ひな形）	31
◇ 貸付決定通知書（ひな形）	32

入札のあらまし

名古屋市役所における自動販売機設置に係る名古屋市有地及び建物の一時貸付は、最低貸付価格（月額）以上で最も高い価格（月額）で入札された方に、名古屋市の施設及び土地を一定期間お貸しするものです。

入札参加を希望される方は、入札案内書をよくお読みになり現地を必ず確認されたうえで、ご参加ください。入札参加にあたっては、入札案内書や諸規制及び現地の状況を確認してください。

入札参加申込	申込期間：令和7年9月12日(金)午前9時～令和7年9月24日(水)午後5時 申込先：名古屋市総務局総務課（名古屋市役所本庁舎3階） ※持参又は郵送（書留又は簡易書留郵便に限る。）による ※詳しくは入札説明書「第4 入札参加申請」（5ページ）をご確認ください。
参加資格の 審査結果通知	申込受付後、参加資格の有無について審査をし、適格と認めた方へ「入札参加書（様式4）」を令和7年10月6日（月）までに郵送します。 なお、本市から内容の確認を行う場合があります。 また、「入札参加書（様式4）」は開札会場へ入場する際に必要となりますので、必ず保管し、開札の際に持参してください。
入札書の提出	提出期間：入札参加書到着後～令和7年10月16日(木)午後5時 提出先：名古屋市総務局総務課 ※郵送（書留又は簡易書留郵便に限る。）による（厳守） ※詳しくは入札説明書「第5 入札書の提出」（6ページ）をご確認ください。
開札及び 落札者の決定	開札日：令和7年10月17日(金)午前10時 開札場所：名古屋市役所市長部局入札室（名古屋市役所西庁舎12階） ※開札の結果、入札者のうち最低貸付価格（月額）以上で最高価格（月額・税込）の入札をした者を落札者とし、「貸付決定通知書（様式7）」により通知します。
契約締結	契約締結期限：令和7年10月24日(金)午後5時 当初貸付期間：令和7年11月1日(土)～令和8年3月31日(火) ※ただし、令和8年4月1日から4年を限度に、1年を単位として貸付期間を更新できます。
契約保証金及び 貸付料の納付	契約保証金を契約締結日に、貸付料を契約書に定められた期限までに、本市が発行する納付書及び納入通知書により納付してください。なお、名古屋市契約規則第31条（契約保証金の納付免除）の規定により、契約保証金を免除することがあります。
自動販売機の設置	設置工事は、契約期間内に行ってください。令和7年11月1日から営業開始できなかった場合でも、本市は貸付料の返還やその他補償には一切応じられません。更新期間を含めた期間満了後は、本市が特に認めた場合を除き、原状回復のうえご返却ください。

入札説明書

この入札に参加を希望される方は、法令、名古屋市の条例、規則、規程及びこの入札説明書によるとともに、必ず現地を確認し、入札される公有財産の現状・現形を承知されたうえで、入札にご参加ください。

入札参加のために提出された書類等に記載された情報は、入札事務のみに使用します。

第1 貸付物件

- 1 貸付物件は以下のとおりです。詳細は、物件別特記仕様書（14～17ページ）をご覧ください。

物件番号	種類	施設名称	設置場所	台数 (台)	最低貸付価格 (月額・円)
総務-8	清涼飲料水	名古屋市役所	西庁舎6階北側 休養室前	1	900

- 2 貸付面積には、回収ボックスの設置スペースを含みます。また、自動販売機の機種によっては、商品の補充や維持管理のための扉の開閉等に支障がある場合もあるので、それらの支障がないか申し込み前に設置場所の確認をしてください。
- 3 現地説明会は行いません。入札参加希望の方はご自分で現地確認を行ってください。

第2 参加者の資格

入札に参加できる者は、個人又は法人とする。ただし、次の各号に掲げる者を除く。

- (1) 地方自治法第 238条の 3に規定する者
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第 167条の 4第 1項各号に規定する者
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第 167条の 4第 2項各号のいずれかに該当する事実があった後 3年を経過しない者（当該事実と同一の事由により名古屋市指名停止要綱（平成15年 3月 5日付け15財用第 5号）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）を受けている者を除く。）
- (4) 会社更生法（平成14年法律第 154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第 225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始又は再生手続開始の決定後、新たに名古屋市競争入札参加資格審査申請を行い、認定を受けた者を除く。）
- (5) 公告の日から落札決定の日までの間に指名停止の期間がある者
- (6) 公告の日から落札決定の日までの間に「名古屋市が行う契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する合意書」（平成20年 1月28日付け名古屋市長等・愛知県警察本部長締結）及び「名古屋市が行う公有財産の売払い及び貸付の契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する取扱要綱」（平成20年 2月15日付け19財管第 253号）に基づく排除措置を受けている者
- (7) 公告の日から過去 3か月以内に、自動販売機設置に伴う名古屋市有地及び建物の一部貸付入札に参加し、落札決定後に正当な理由がなく契約を締結しなかった者

- (8) 本公告の日から過去 3年以内に、自らが管理及び運営する自動販売機（清涼飲料水）を設置した実績を有しない者

「名古屋市が行う契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する合意書（抄）」

（平成20年1月28日付け 名古屋市長等・愛知県警察本部長締結）

1 定義

この合意書において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 略
- (2) 法人等 法人その他の団体又は個人をいう。
- (3) 役員等 法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあってはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。
- (4) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。
- (5) 暴力団員等 暴力団の構成員、及び暴力団と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者をいう。
- (6) 排除措置 4(1)の排除要請に基づき、対象となる法人等を入札等へ参加させない、契約等の相手方としない等の措置をいう。

2 排除措置の対象となる法人等

この合意書に基づく、排除措置の対象となる法人等は、次のとおりとする。

- (1) 役員等に、暴力団員等がいる法人等
- (2) 暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与している法人等
- (3) 役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等を利用するなどしている法人等
- (4) 役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与している法人等
- (5) 役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している法人等
- (6) 役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしている法人等
- (7) 役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等から、名古屋市が行う契約等において妨害（不法な行為等で、契約等履行の障害となるものをいう。）又は不当要求（金銭の給付等一定の行為を請求する権利若しくは正当な利益がないにもかかわらずこれを要求し、又はその要求の方法、態様若しくは程度が社会的に正当なものと認められないものをいう。）を受けたことを認識していたにもかかわらず、市への報告又は警察への被害届の提出を故意に又は正当な理由がなく行わなかった法人等

第3 自動販売機の設置条件

1 設置事業者の施設使用形態

- (1) 自動販売機の設置は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第 238条の 4第 2項第 4号の規定に基づき、名古屋市が設置事業者に対し、行政財産である土地又は建物の一部を賃貸する方法により行います。
- (2) 一時貸付けであり、借地借家法（平成 3年法律第90号）の適用はありません。

2 貸付期間

- (1) 当初の契約期間は令和 7年 11月 1日から令和 8年 3月31日までとし、令和 8年 4月 1日から 4年を限度に 1年を単位として貸付期間を更新できます(最大令和12年 3月31日まで)。
- (2) 更新は 1年ごとの更新とし、更新を希望される場合は、毎年度11月末日までに総務局総務課まで申し出てください。更新後及び年度途中で契約金額や契約条件の変更はできませんのでご承知おきください。
- (3) 更新も含めた貸付期間終了後は、再度入札を行い、契約の相手方を決定する予定です。

3 貸付料

貸付料は、入札により決定した金額となります。

4 必要経費

- (1) 自動販売機の設置及び撤去に要する工事費、移転費等の費用は全て設置事業者の負担とします。
- (2) 光熱水費についても設置事業者の負担とします。物件別特記仕様書(13～15ページ)及び契約書(案)(16～24ページ)に記載された算出方法及び納付方法に従い、名古屋市が指定する期限までに全額納付してください。

5 設置機器の仕様

設置器機については、共通仕様書（清涼飲料水）(10～12ページ)、物件別特記仕様書（13～15ページ）に記載しておりますのでそちらも満たすようにしてください。

6 利用上の制限

貸付期間中は次の事項を遵守してください。

- (1) 入札条件を遵守し、貸付料及び光熱費を期限までに確実に納付すること。
- (2) 自動販売機を設置する権利を第三者に譲渡又は転貸してはならないこと。
- (3) 契約書(案)(16～24ページ)、共通仕様書（清涼飲料水）(10～12ページ)及び物件別特記仕様書（13～15ページ）記載の事項を守ること。

7 原状回復

設置事業者は、契約期間が満了又は契約が解除された場合は、速やかに原状回復してください。なお、原状回復に際し、設置事業者は、投じた有益費や必要費などがあっても一切名古屋市に請求することができません。

第4 入札参加申請

- 1 本入札に参加しようとする方（以下「入札希望者」という。）は、資格審査を受けていただく必要があります。持参又は郵送（書留又は簡易書留郵便に限る。）により資格審査に必要な書類を提出してください。
- 2 資格審査にあたっては、個人の場合は本人、法人の場合は法人の役員等全員について、愛知県警察本部へ氏名・生年月日・性別・住所・役職名等の情報を提供し、排除措置対象法人等に該当するか否かを照会します。（「第 2 参加者の資格」（2ページ参照））
- 3 参加資格がなかった場合は、入札に参加していただくことができません。

申込期間	令和 7年 9月12日(金)午前 9時～令和 7年 9月24日(水)午後 5時 (期間内必着)
必要書類等	(1) <個人法人いずれも> 入札参加申込書（様式2） 1通 入札案内書の26・27ページに書式があります。名古屋市公式ウェブサイトからダウンロードすることも可能です。 (2) <個人の場合> 住民票の写し 1通 <法人の場合> 現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書 1通 いずれも発行後3か月以内のもので、連名の場合は連名者全員のもの。 (3) <法人のみ> 法人役員に関する調書（様式3） 1通 入札案内書の28ページに書式があります。名古屋市公式ウェブサイトからダウンロードすることも可能です。 (4) <個人法人いずれも> 入札公告の日から過去3年以内に、自らが管理及び運営する自動販売機(清涼飲料水)を設置した実績がわかるもの(官公庁に設置した場合は行政財産使用許可書等のコピー、民間施設の場合は契約書等のコピー。ただし、本市発行の行政財産使用許可書、本市との賃貸契約書又は本市施設の指定管理者との契約書がある場合は、それらのコピーを提出してください。) 1部 ※連名で入札に参加された場合は、連名者全員の実績が必要です。 (5) <個人法人いずれも> 返信用封筒（長3号（12cm×23.5cm）） 1枚 表に申請者の住所・氏名（担当者あて可）を記載し、簡易書留料金分を加えた料金の切手を貼ってください。
提出先	名古屋市総務局総務課（名古屋市役所本庁舎3階） 〒 460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号 名古屋市総務局総務課 あて (1) 持参又は郵送（書留又は簡易書留郵便に限る。）により提出してください。 (2) 封筒(表)に「入札参加申込書在中」と朱書きしてください。

注意事項	(1) 上記必要書類については、過去の自動販売機設置に係る名古屋市有地及び建物の一時貸付入札において、同じ書類を提出したかどうかに関わらずすべて提出してください。 (2) 期限までに到達しない申請、必要書類の添付されていない申請は無効となりますので、早めにご提出ください。 (3) 提出された書類は一切お返しできませんのでご了承ください。
受付後	(1) 申込受付後、参加資格の有無について審査をし、適格と認めた方（以下、「入札参加者」といいます。）へ、令和7年10月6日（月）までに「入札参加書」（様式4）を郵送します。 (2) 「入札参加書」は、開札会場へ入場する際に必要となりますので、必ず保管してください。

第5 入札書の提出

提出期間	入札参加書到着後～令和7年10月16日（木）午後5時（期間内必着）
必要書類等	(1) 入札書（様式6） 入札案内書の31ページに書式があります。記載方法は、「第7 入札書」をご確認ください。市公式ウェブサイトからダウンロードすることも可能です。 (2) 委任状（様式5）※代理人が入札する場合のみ 代理人が入札する場合、委任状が必要となります。入札案内書の32ページに書式があります。名古屋市公式ウェブサイトからダウンロードすることも可能です。代理人ごとに作成し、委任する物件番号を必ず記載してください。
提出先等	〒 460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号 名古屋市総務局総務課 あて (1) 必ず、書留又は簡易書留郵便により提出してください。 (2) 二重封筒を用いることとし、入札書（様式6）を中封筒に入れて封印し、中封筒には入札者の氏名又は名称、住所又は所在地、電話番号、物件番号及び開札日を記載し、委任状（様式5）（代理人が入札する場合のみ）とともに郵送用の外封筒に入れてください。 (3) 外封筒には、入札件名、開札日及び入札書在中の旨を朱書きするとともに、入札者名及び住所又は所在地を記載してください。

第6 入札金額

入札金額は、貸付料の月額を表示してください。最低貸付価格（月額）以上で最も高い価格（月額・税込）で入札された方が落札者となります。最低貸付価格（月額）は、900円です。

第7 入札書

- 1 入札は所定の入札書を使用します。入札案内書の31ページに書式があります。名古屋市公式ウェブサイトからダウンロードすることも可能です。
- 2 入札書には、黒インクのボールペン又は万年筆を使用して明確かつ明瞭に記入してください。鉛筆、シャープペンシル及び温度変化により筆跡の消える筆記具は使用できません。
- 3 脱字又は誤字を加除訂正した場合にはその箇所又は付近に押印してください。なお、金額の訂正はできませんのでご注意ください。
- 4 入札金額はアラビア数字（算用数字）を使用し、金額の頭に¥マークを付け、円未満の端数は記入しないでください。
- 5 入札者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることはできません。
- 6 代理人は、同一物件につき複数の入札を代理することはできません。
- 7 前各項に違反する入札及び次のいずれかに該当する入札は、無効とします。
 - (1) 郵送した入札書の書換え、引換え又は撤回による入札
 - (2) 入札参加資格のない者のした入札
 - (3) 最低貸付価格（月額）に達しない金額を記載した入札
 - (4) 金額を改ざんし、又は訂正した入札
 - (5) 記入事項を判読できない入札
 - (6) 必要事項の一部又は全部が記入されていない入札
 - (7) 複数の金額を記入する等、一定の金額をもって価格を表示しない入札
 - (8) 同一物件につき同一の名をもってした2通以上の入札（代理人によるものを含む。）
 - (9) 期間内に入札書が到達しなかった入札
 - (10) その他入札の条件に違反した入札

第8 開札・落札者の決定

開札日時	令和7年10月17日（金）午前10時開始
開札会場	名古屋市中区三の丸三丁目1番1号 名古屋市役所市長部局入札室（名古屋市役所西庁舎12階）

注意事項	(1) 入札参加者の入場は自由ですが、入札参加者及びその代理人以外の方は入場できません。 (2) 開札会場へ入場する際には、入札参加書が必要です。 (3) 公共交通機関を利用してご参加いただきますようお願いいたします。 (4) 開札の結果、入札者のうち最低貸付価格（月額）以上で最高価格の入札をした方を落札者とし、開札会場内で発表します。 (5) 入札結果については、入札者数、落札者名、落札金額を名古屋市公式ウェブサイトで公表します。また、落札者以外の方の入札者名、入札金額について、照会や情報公開請求があれば回答する場合があります。これら入札結果等の公表に同意いただけない方は、入札に参加申込みをすることができません。 (6) 談合情報が寄せられた場合は、入札を中止することがあります。
提出先等	(1) 最高価格の入札者が複数あるときは、開札終了後、入札者にくじを引いていただき、落札者を決定します。 (2) 入札者が当日開札会場に来場されない場合、又はくじを引かない場合は、この入札事務を担当しない職員がくじ引きを代行します。くじにより落札者を決定したときは、落札者の入札書にその旨を記入し、くじを引いた方全員にその旨を確認していただきます。

第9 契約の締結

- 1 落札者には、総務局総務課から貸付決定通知書等の契約関係書類を郵送します。
- 2 契約締結期限は令和7年10月24(金)午後5時までです。それまでに貸付契約を締結しないときは落札者の資格を取り消します。この場合、今後実施される自動販売機設置に係る名古屋市有地及び建物の一時貸付入札に参加できない可能性があります。
- 3 契約書に貼付する収入印紙は、落札者の負担とします。
- 4 貸付契約は、入札申込者名義で行います。

第10 貸付料の納付

貸付料は契約書に定める期限までに、名古屋市発行の納入通知書により納付してください。

第11 契約保証金

- 1 貸付契約締結日に契約保証金を名古屋市発行の納付書により納付していただきます。ただし、名古屋市契約規則第31条（契約保証金の納付免除）の規定により、契約保証金を免除することがあります。
- 2 契約保証金は、貸付月額(入札金額)の2か月分とします。
- 3 契約保証金は、公有財産の明渡し完了後に還付します。ただし、未払いの貸付料等がある場合は名古屋市に対する一切の債務を控除した残額を還付します。
- 4 契約保証金には、利子を付けません。

- 5 契約保証金は、現金又は銀行振出の小切手に限ります。小切手は、納付の日前10日以内に、名古屋手形交換所参加店舗の金融機関が振出した小切手でなければなりません。これに該当するかどうかは、小切手の振出しを受ける店でご確認ください。

第12 販売実績の報告

設置した自動販売機（清涼飲料水）に係る月別販売数量及び月別販売金額について、販売実績報告書（様式1）（27ページ）により、半期ごとに名古屋市へ報告していただきます。

第13 問い合わせ先

担当課	〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号 名古屋市総務局総務課 電話番号：052-972-2106 FAX番号：052-972-4111 電子メール：a2106@somu.city.nagoya.lg.jp
受付期間	令和7年9月12日（金）午前9時～令和7年9月17日（水）午後5時

- 1 この入札に際し質問がある場合は、上記あてに、FAX又は電子メールにて質問書（任意様式）を提出してください。なお、FAX及び電子メールの件名に、「名古屋市役所における自動販売機設置に係る名古屋市有地及び建物の一時貸付」と記入してください。
- 2 問い合わせ件数などの情報は、入札の競争性・公平性を保つため、一切お答えできません。
- 3 すべての質問に対する回答をまとめた回答書を令和7年9月19日（金）までに名古屋市公式ウェブサイトに掲載します。
- 4 回答にあわせ、仕様の補足等を足す場合がありますので、入札書を提出する前に必ず確認してください。

共通仕様書（清涼飲料水）

名古屋市を賃貸人とし、公有財産賃借人（自動販売機設置事業者）を賃借人とする。

なお、この共通仕様書（清涼飲料水）のほか、あわせて物件別特記仕様書にも従うものとする。

1 自動販売機の機種、設置及び撤去の条件

- (1) 自動販売機本体の大きさは、物件別特記仕様書に定める設置スペース内に設置できるものとし、1台当たりの重量は約300kg以下とする。
- (2) 機種は、消費電力10アンペア程度以下のものとし、またヒートポンプ型省電力タイプやノンフロン対応など環境に十分配慮した環境対応型の機種とすること。
- (3) 自動販売機及び付帯電気設備の設置及び契約満了時の撤去に係る費用については、賃借人の負担とする。
- (4) 自動販売機の設置にあたっては、耐震対策を施すこと。その際、できる限り庁舎の躯体に負担がかからない方法で設置すること。
また、据付面を十分に確認したうえで安全に設置すること。
- (5) 電気料金を計測するための子メーターを、賃借人の負担により設置すること。
- (6) 自動販売機に併設して、販売する飲料の容器の種類に応じた使用済み容器の回収ボックスを必要数設置すること。
- (7) 賃借人は、自動販売機を撤去したときは、賃借人の責任と負担のもとに現状復旧を行い、賃貸人の確認を受けること。

2 販売品目の条件

- (1) 販売品目は、清涼飲料水とし、酒・タバコの販売を行わないこと。
- (2) 販売価格は、標準販売価格以下とすること。
- (3) 販売品目については、物件別特記仕様書に指定がある場合は、その指定に従うこと。
指定が無い場合は、缶、瓶、ペットボトル、紙パックなど、密閉式の容器とすること。
- (4) 商品の具体的な構成については、物件別特記仕様書による他、賃貸人との協議によること。

3 維持管理責任

- (1) 賃貸人は、自動販売機及び付帯の電気設備等にかかる維持管理は一切行わず、賃借人の責任により維持管理するものとする。
- (2) 賃借人は、消耗品の補充及び商品の在庫・補充管理、金銭管理など自動販売機の維持管理を適切に行うこと。
- (3) 光熱水費については、賃借人の負担とし、賃貸人が指定する期限までに全額納入すること。

なお、電気料金については、賃借人が設置した子メーターの指示値により計算した

使用割合に本市の電気支払料を乗じて積算した額とする。

- (4) 賃借人は、回収ボックスの使用済み容器を適切に回収・リサイクルし、周辺の清掃を行うこと。

また、販売品の搬入・廃棄物の搬出時間及び経路については、賃貸人の指示に従うこと。

- (5) 賃借人は、自動販売機の維持管理運営にあたり、商品の賞味期限に十分注意する等、衛生管理及び感染症対策をはじめとした関係法令等の遵守徹底を図るとともに、関係機関等への届出、検査等が必要な場合は遅滞無く手続き等を行うこと。

- (6) 賃借人は、自動販売機設置後、定期的に安全面に問題がないか確認すること。

- (7) 自動販売機の故障、問合せ並びに苦情については、自動販売機に故障時等の連絡先を明記し、賃借人の責任において対応すること。

- (8) 自動販売機の設置によって、第三者に生じた事故が、賃貸人の責に帰さない事由による場合は、賃借人が補償すること。

- (9) 賃借人は、機種の変換を行う場合は、予め賃貸人に申し出たうえで、賃貸人の承諾を受けなければならない。

- (10) 賃貸人は、賃貸人の責によることが明らかな場合を除き、当該自動販売機に係る、盗難事故や破損事故等に関しては、その一切の責任を負わないこととする。

また、賃借人は、自動販売機が毀損、汚損又は紛失したときは、速やかに復旧することとし、復旧にかかる経費は賃借人が負担すること。

- (11) 自動販売機への広告物の貼り付けは必要最小限とし、華美なポスターや商品ステッカー等の貼り付けを行わないこと。

4 その他

- (1) 賃借人は、賃貸人に、自動販売機設置前に、設置しようとする機器（回収ボックスを含む。）のカタログ及び配置図を提出すること。

- (2) 賃借人は、賃貸人に、設置した自動販売機にかかる月別販売数量及び月別販売金額について、賃貸人が別に定める様式により報告すること。

なお、報告内容については、今後の入札において販売実績として公表することがある。

- (3) この仕様書、物件別特記仕様書及び公有財産一時使用契約書に定める事柄のほかに協議すべき事項が生じた場合は、その都度賃貸人と賃借人で協議のうえ定めるものとする。

- (4) 本仕様書に関しては、別添の「妨害又は不当要求に対する届出義務」及び「グリーン配送に関する特記仕様書」の適用があるものとする。

妨害又は不当要求に対する届出義務について

- 1 賃借人は、契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員等から妨害（不法な行為等で、業務履行の障害となるものをいう。）又は不当要求（金銭の給付等一定の行為を請求する権利若しくは正当な利益がないにもかかわらずこれを要求し、又はその要求の方法、態様若しくは程度が社会的に正当なものと認められないものをいう。）を受けた場合は、市へ報告し、警察へ被害届を提出しなければならない。
- 2 賃借人が1に規定する妨害又は不当要求を受けたにもかかわらず、前項の報告又は被害届の提出を行わなかった場合は、競争入札による契約又は随意契約の相手方としない措置を講じることがある。

グリーン配送に関する特記仕様書

（基本事項）

- 第1 この契約の相手方（以下「契約業者」という。）は、本契約にかかる名古屋市（以下「市」という。）への物品の納入に、自動車（二輪自動車を除く。）を使用する場合、名古屋市グリーン配送実施要綱に定めるグリーン配送を実施するよう努めなければならない。なお、物品の納入業務を他人に委託する場合は、契約業者から委託を受けて物品の納入を行う事業者（以下「納入業者」という。）に、グリーン配送を実施させるよう努めなければならない。

（グリーン配送に使用する車両）

- 第2 グリーン配送に使用する車両は、車種規制非適合車を除く次の自動車とする。
- | | |
|--|---------------------|
| (1) 電気自動車 | (2) 天然ガス自動車 |
| (3) メタノール自動車 | (4) ハイブリッド自動車 |
| (5) 低排出ガス車かつ低燃費車 | (6) 燃料電池自動車 |
| (7) 車両総重量3.5 t 超のガソリン車・LPガス車・新長期規制適合以降ディーゼル車 | |
| (8) クリーンディーゼル自動車 | (9) プラグイン・ハイブリッド自動車 |
| (10) 低排出ガス車 | (11) 低燃費車 |
| (12) 超低PM排出ディーゼル車 | (13) LPガス貨物自動車 |
| (14) 車両総重量3.5 t 超の新短期規制適合ディーゼル車 | |
| (15) その他、環境局長が認めるもの | |

注 「車種規制非適合車」とは「自動車NOx・PM法」に定める窒素酸化物排出基準又は粒子状物質排出基準に適合しない自動車である。

（エコドライブの実施）

- 第3 自ら物品の納入を行う契約業者又は納入業者は、物品の納入にあたり、エコドライブの実施に努めなければならない。（調査への協力）
- 第4 自ら物品の納入を行う契約業者又は納入業者は、物品の納入にあたり、市が別途交付する名古屋市グリーン配送適合車両届出済証又はグリーン配送実施計画届出済証を携帯するよう努めなければならない。また、市がグリーン配送に関する必要な調査を実施する場合は、その指示に従うこととする。

物件別特記仕様書（物件番号 総務-1）

施設名称：名古屋市役所本庁舎

名古屋市を賃貸人とし、公有財産賃借人（自動販売機設置事業者）を賃借人とする。

1. 自動販売機設置場所

物件番号	種類	所在地番	設置場所*	設置台数	設置可能範囲
総務-8	清涼飲料水	中区 三の丸三丁目 1番1号	西庁舎6階 休養室前	1 台	1.7㎡ (幅2m×奥行0.85m) ※転倒防止台含む

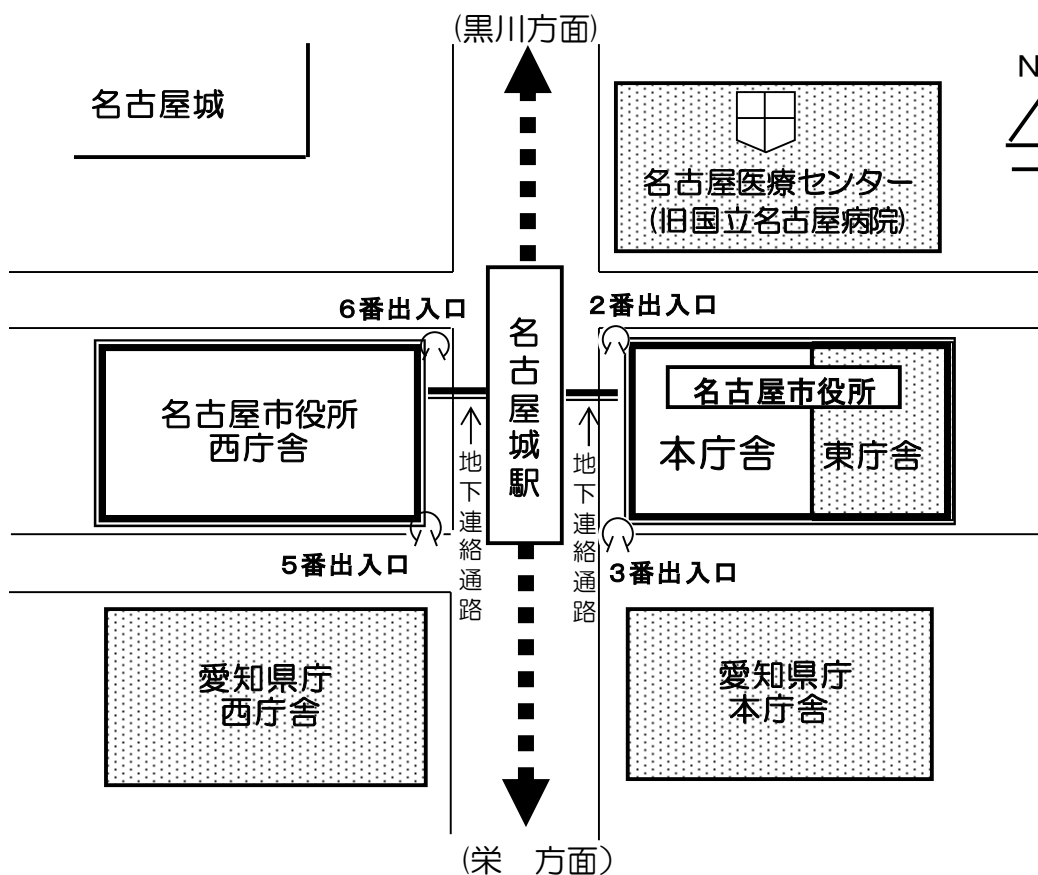
*詳細については〈設置箇所詳細図〉を参照すること

2. 契約担当課及び施設担当課

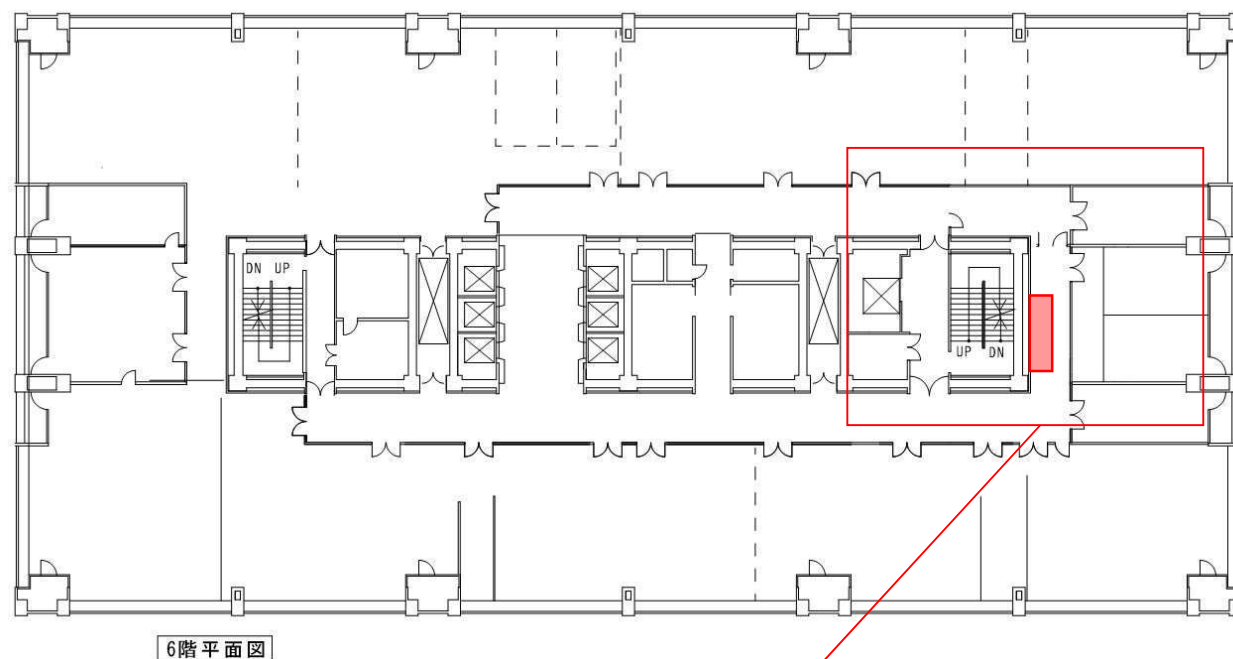
総務局総務課

電話052-972-2106

〈現地案内図〉



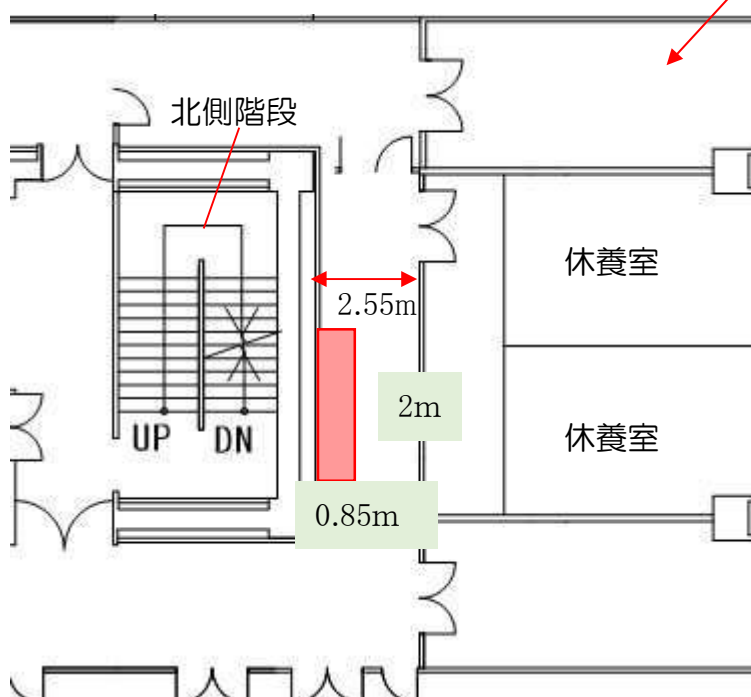
〈施設平面図〉



6階平面図

〈設置箇所詳細図〉

総務-8 西庁舎6階休養室前



3. 自動販売機設置台数

1 台

※自動販売機は奥行 65 cm 以内の薄型自動販売機とする。

※名古屋市福祉都市環境整備指針において定められた廊下の有効幅員 140 cm 以上を確保するため、奥行は自動販売機の下に設置する転倒防止台を含めて 85 cm 以内とする。

4. 特記仕様

- (1) 設置は賃貸人と協議の上、令和7年11月1日以降に行うものとする。なお、営業開始日が令和7年11月1日より以降の日となった場合においても、賃借人は貸付料の減免又は返還を求めることはできない。
撤去は賃貸人と協議の上、貸付期間終了日以前に行うものとする。なお、営業終了日が貸付期間終了日より以前の日となった場合においても、賃借人は貸付料の減免又は返還を求めることはできない。
- (2) 電源供給用の既設コンセントがあるため、電源工事の必要はない。ただし、子メーターの設置は、共通仕様書第1項第5号に基づき、賃借人の負担により行うこと。
- (3) 名古屋市交通局とマナカ加盟店契約を締結し、マナカの電子マネーによる決済が可能になるように対応すること。マナカ対応に伴う機器の費用及び契約にかかる諸費用等は、すべて賃借人の負担とする。

5. 参考

- (1) 当該施設の職員数 5,356名（令和6年4月1日現在）
ア 本庁舎 1,883人 イ 東庁舎 750人 ウ 西庁舎 2,645人
エ 健康管理センター 78人
- (2) 設置場所は、職員及び来庁者が利用可能である。
- (3) 令和6年4月から令和7年3月までの西庁舎12階自動販売機の販売実績（設置者申告）

年月	販売数量（本）	販売金額（税込・円）
令和6年4月	2,769	410,010
令和6年5月	3,153	466,050
令和6年6月	2,856	423,430
令和6年7月	3,619	533,700
令和6年8月	3,381	498,250
令和6年9月	3,106	456,680
令和6年度上半期小計	18,884	2,788,120
令和6年10月	3,393	497,580
令和6年11月	2,720	395,680
令和6年12月	2,540	370,180
令和7年1月	2,456	357,180
令和7年2月	2,209	320,070
令和7年3月	2,735	401,990
令和6年度下半期小計	16,053	2,342,680
令和6年度合計	34,937	5,130,800

（なお、記載された内容はあくまで参考であり、本市が今後の自動販売機の売上げや稼働率などを保証するものではない。）

6. 現地確認可能日時

平日9時～17時（事前に連絡のうえ現地確認をすること）

公有財産一時使用契約書（案）

賃貸人名古屋市（以下「賃貸人」という。）と賃借人_____（以下「賃借人」という。）とは、次の条項により公有財産の一時使用契約（借地借家法（平成3年法律第90号）第40条に定める一時使用、以下「本件契約」という。）を締結する。

（信義誠実等の義務）

- 第1条 賃貸人及び賃借人は、信義を重んじ誠実に本件契約を履行しなければならない。
- 2 賃借人は、一時使用物件が公有財産であることを常に考慮し、適正に使用するように留意しなければならない。

（一時使用物件）

第2条 一時使用物件は、次のとおりとする。

所在地番	施設名称	設置場所	設置可能範囲	設置台数
中区三の丸三丁目 1番1号	名古屋市役所	本庁舎1階玄関	1.7㎡ (幅2m×奥行0.85m)	1台

（指定用途）

- 第3条 賃借人は、一時使用物件を自動販売機の設置のために使用しなければならない。
- 2 賃借人は、一時使用物件を指定用途に供するにあたっては、別紙共通仕様書及び物件別特記仕様書の内容を遵守しなければならない。
- 3 賃借人は、一時使用物件について、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は法律の規定に基づき公の秩序等を害するおそれのある団体等に指定されているものを利する用途に供し、また、これらの用途に供されることを知りながら所有権を第三者に移転し又は貸してはならない。

（一時使用期間及び更新）

- 第4条 一時使用期間は、令和7年11月1日から令和8年3月31日までとする。
- 2 賃借人は、当初の条件を変更しないことを前提として、令和8年4月1日から4年間を限度（最大令和12年3月31日まで）に、1年を単位として契約の更新を申請できる。
- 3 前項に定める賃借人の申請は、各年11月末日までに賃貸人に文書で行うものとする。なお、申請が無かった場合は、当該年度の貸付期間をもって契約は満了する。

（貸付料）

- 第5条 貸付料は、総額金_____円（月額金_____円）とする。
- 2 賃借人は、前項に定める貸付料を、賃貸人の発行する納入通知書により、記載された期限までに納付しなければならない。支払時期は次のとおりとする。

年度	支払額	支払時期
令和7年度	令和7年11月～令和8年3月分	令和7年11月末日

(第4条第2項の定めにより契約更新された場合の支払時期)

年度	支払額	支払時期
令和8年度	令和8年4月～令和9年3月分	令和8年4月末日
令和9年度	令和9年4月～令和10年3月分	令和9年4月末日
令和10年度	令和10年4月～令和11年3月分	令和10年4月末日
令和11年度	令和11年4月～令和12年3月分	令和11年4月末日

- 3 前項の貸付料は、日数が1か月に満たない場合は、1か月を30日として日割り計算により算定し、これを支払うものとする。このとき、円未満を切り上げる。

(電気料金の支払い)

第6条 賃借人は、本契約に基づき設置した自動販売機には電気の使用量を計る子メーターを設置するものとする。

- 2 賃貸人は、本件自動販売機が設置された施設全体の電気使用量の単価に基づき、子メーターの表示する使用料を計算し、賃借人に納入通知書を送付する。
- 3 賃借人は、前項の納入通知書の定める日までに賃貸人に電気料金を支払わなければならない。

(延滞金)

第7条 賃借人は、第5条第2項に定める納付期限までに貸付料を支払わないときは、納付期限の翌日から支払った日までの期間について名古屋市契約規則第33条第1項に定める率により算定した延滞金を賃貸人に支払わなければならない。

(充当の順序)

第8条 賃借人が貸付料及び延滞金を納付すべき場合において、納付された金額が貸付料及び延滞金の合計額に満たないときは、先ず延滞金から充当する。

(届出事項)

第9条 賃借人は、次の各号の一に該当するときは、書面により速やかに賃貸人に対して届けなければならない。

- (1) 賃借人の本店所在地、商号又は代表者等の重要事項について変更があったとき
- (2) 賃借人の地位について相続又は合併による包括承継その他の変動が生じたとき
- (3) 一時使用物件が滅失又は損傷したとき

(契約不適合責任)

第10条 賃貸人は本件契約を締結した後、一時使用物件が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないこと（以下「契約不適合」という。）を発見しても、当該契約不適合を理由とした履行の追完の請求、貸付料の減免の請求、損害賠償等の請求又は契約の解除をすることができない。

(指定期日)

第11条 賃借人は、一時使用物件を、令和7年11月30日までに第3条第1項に定める指定用途に供さなければならない。

- 2 賃借人は、やむを得ない事情により、前項に定める指定期日の変更を必要とする場合は、事前にその詳細な理由を付した書面により賃貸人に申請し、その承認を受けな

なければならない。

(権利譲渡等の禁止)

第12条 賃借人は、賃貸人の承認を得ないで一時使用物件を第三者に転貸し、本件契約によって生ずる権利義務を他人に譲渡若しくは承継し、又はその権利を担保に供することができない。

(物件保全義務)

第13条 賃借人は、善良な管理者としての注意をもって一時使用物件の維持保全に努めなければならない。

- 2 前項の規定により支出する費用は、すべて賃借人の負担とし、賃貸人に対しその償還等の請求をすることができない。
- 3 賃借人は、騒音、悪臭又は土壌汚染などによって、近隣住民等に迷惑をかけ、又は近隣住民等に損害を及ぼす行為を行ってはならない。
- 4 賃借人は、一時使用物件を使用するにおいて、その近隣住民等から苦情又は要望等があった場合は、自己の責任において速やかに解決をしなければならない。

(調査協力義務)

第14条 賃貸人は、一時使用物件について随時その使用状況を実地に調査することができる。この場合において、賃借人は、これに協力しなければならない。

- 2 賃借人は、10月及び4月末に、一時使用物件に設置した自動販売機にかかる直近半期の月別販売数量と月別販売金額を記載した販売実績報告書を賃貸人へ提出しなければならない。

(違約金)

第15条 賃借人は、以下の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に定める額を違約金として賃貸人に納付しなければならない。

- (1) 第3条第1項の定めに違反して、賃貸人の承認を得ることなく、一時使用物件を指定用途以外の用途に供したときは、金_____円（貸付料5年分総額の100分の30に相当する額（円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。以下本項において同じ。）。）
 - (2) 第11条第2項の定めに違反して、賃貸人の承認を得ることなく、同条第1項に定める指定期日までに一時使用物件を第3条第1項に定める指定用途に供しなかったときは、金_____円（貸付料5年分総額の100分の10に相当する額。）
 - (3) 第12条の定めに違反して、賃貸人の承認を得ることなく、一時使用物件を第三者に転貸し、本件契約によって生ずる権利義務を他人に譲渡若しくは承継させ、又はその権利を担保に供したときは、金_____円（貸付料5年分総額の100分の30に相当する額。）
 - (4) 前条に定める調査協力義務を怠ったときは、金_____円（貸付料5年分総額の100分の10に相当する額。）
- 2 前項に定める違約金は、第21条に定める損害賠償の予定額の全部又はその一部と解釈しない。

(契約の解除)

第16条 賃貸人は、次の各号の一に該当する場合には、本件契約を解除することができる。

- (1) 国、地方公共団体その他公共団体において公用又は公共用に供するために一時使用物件を必要とするとき。
- (2) 賃借人が、第3条第1項の定めに違反して、賃貸人の承認を得ることなく、一時使用物件を指定用途以外の用途に供したとき。
- (3) 賃借人が、第5条第2項に定める貸付料の支払いを2か月以上怠ったとき。
- (4) 賃借人が、第11条第2項の定めに違反して、賃貸人の承認を得ることなく、同条第1項に定める指定期日までに一時使用物件を第3条第1項に定める指定用途に供しなかったとき。
- (5) 賃借人が、第12条の定めに違反して、賃貸人の承認を得ることなく、一時使用物件を第三者に転貸し、本件契約によって生ずる権利義務を他人に譲渡し、若しくは承継させ、又はその権利を担保に供したとき。
- (6) 賃借人が、第13条第1項に定める物件保全義務を怠ったために、一時使用物件を荒廃に至らしめたとき。
- (7) 賃借人が、第13条第3項の定めに違反したとき。
- (8) その他賃借人に本件契約を継続しがたい重大な過失又は背信行為があったとき。

(期間内解約)

第17条 賃借人は、第4条に定める一時使用期間中に、賃貸人に対して本件契約の解約を申し入れることができる。この場合、本件契約は、賃借人の解除申し入れ後2か月を経過したことにより終了するものとし、以降の残余期間に係る既納の貸付料(1か月を超える又は1か月に満たない端数については1か月を30日とする日割り計算により算定する。)について、賃貸人はこれを賃借人に対して還付するものとする。ただし、当該申し入れ時に貸付けの存続期間が2か月未満のときは、貸付期間の満了をもって終了するものとする。

- 2 賃借人は、前項の解約申し入れ時において、貸付料の2か月分（前項ただし書きの場合においては当該存続期間分）に相当する金額を支払うことにより、本件契約を直ちに解約することができる。

(契約の失効)

第18条 天災地変その他賃貸人賃借人いずれにもその責を帰することの出来ない事由によって一時使用物件が使用できなくなり、又は本件契約を継続することができない事態になったときは、本件契約は直ちに失効する。

- 2 前項により本件契約が失効した場合には、賃貸人賃借人相互に損害賠償の請求はしない。

(原状回復義務)

第19条 一時使用期間が満了し、又はその他の理由により本件契約が終了したときは、賃借人は自己の費用をもって工作物その他賃借人が一時使用物件に付属させたものを撤去し、原状に回復して賃貸人に返還しなければならない。ただし、賃貸人が特に必要がないと認めるときはこの限りでない。

- 2 賃借人は、前項の定めにより一時使用物件を賃貸人に返還するときは、原状に回復した後、直ちに賃貸人の検査を受け、賃貸人の承認を得なければならない。
- 3 本件契約が終了したにもかかわらず、賃借人が一時使用物件を返還しない場合は、本件契約終了の翌日から一時使用物件の明渡し完了までの間、賃借人は賃貸人に対して貸付料相当額の使用損害金を支払うほか、賃貸人に損害がある場合は、使用損害金とは別にその損害の全額を賠償しなければならない。

(貸付料の清算)

第20条 本件契約が、第17条の定めにより一時使用期間の途中で解約された場合において、その原因が同条第1号によるとき、又はその他賃借人の責めに帰することができない事由によるものであると賃貸人が認めた場合のほかは、既納の貸付料のうち未経過期間に係る部分について、賃貸人はこれを賃借人に対して還付しない。

(損害賠償)

第21条 賃借人は、本件契約に定める義務を履行しないため賃貸人に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(有益費等の放棄)

第22条 賃借人は、一時使用期間が満了した場合、又はその他の理由により本件契約が終了した場合において、一時使用物件に投じた有益費、必要費及びその他の費用があってもこれを賃貸人に請求することができない。

(契約の費用)

第23条 本件契約の締結及び履行に関して必要な費用は、すべて賃借人の負担とする。

(疑義の決定)

第24条 本件契約に関し疑義があるときは、賃貸人賃借人協議のうえ決定する。

(裁判管轄)

第25条 賃貸人賃借人間の権利義務に関し協議が整わず、訴訟を提起する場合については、名古屋地方裁判所を管轄裁判所とする。

第26条 賃借人は、契約に定めるもののほか、別紙の「談合その他の不正行為に係る特約条項」及び「暴力団関係事業者の排除に関する特記仕様書」を順守しなければならない。

上記の契約の締結を証するため本契約書を2通作成し、両者記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

令和 年 月 日

賃貸人 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号
名古屋市
代表者 名古屋市長 広沢 一郎



賃貸人



談合その他の不正行為に係る特約条項

(談合その他の不正行為に係る発注者の解除権)

第1条 発注者は、受注者がこの契約に関して次の各号のいずれかに該当したときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 受注者が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条、第6条、第8条又は第19条の規定に違反(以下「独占禁止法違反」という。)するとして、独占禁止法第49条に規定する排除措置命令又は第62条第1項に規定する納付命令を受け、当該命令が確定したとき。
- (2) 受注者又は受注者の役員若しくは受注者の使用人が、刑法(明治40年法律第45号)第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項、第90条第1号若しくは第2号若しくは第95条第1項第1号に規定する罪を犯し、刑に処せられた(刑の執行が猶予された場合を含む。以下同じ。)とき。
- (3) 前2号に規定するもののほか、受注者又は受注者の役員若しくは受注者の使用人が、独占禁止法違反行為をし、又は刑法第96条の6若しくは第198条の規定に該当する行為をしたことが明らかになったとき。

2 前項各号のいずれかに該当し、かつ、発注者が契約を解除した場合における当該契約解除に係る違約金の徴収については、名古屋市契約規則(昭和39年名古屋市規則第17号)(以下「契約規則」という。)第45条第2項又は第3項の規定に基づく本約款の手續によるものとする。

(談合その他の不正行為に係る賠償額の予定)

第2条 受注者がこの契約に関して前条第1項各号のいずれかに該当したときは、発注者が契約を解除するか否かにかかわらず、受注者は、契約金額に100分の20を乗じて得た額の賠償金に、契約金額の支払が完了した日から賠償金の支払日までの日数に応じて契約締結の日における契約規則第46条の2第1項に定める割合による利息を付して支払わなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 前条第1項第1号及び第3号のうち、独占禁止法違反行為が、独占禁止法第2条第9項に基づく不公正な取引方法(一般指定)(昭和57年6月18日公正取引委員会告示第15号)第6項で規定する不当廉売の場合など発注者に金銭的損害が生じない行為として、受注者がこれを証明し、そのことを発注者が認めるとき。
- (2) 前条第1項第2号のうち、受注者又は受注者の役員若しくは受注者の使用人が刑法第198条に規定する罪を犯し刑に処せられたとき、又は同項第3号のうち、刑法第198条の規定に該当する行為をしたことが明らかになったとき。ただし、受注者又は受注者の役員若しくは受注者の使用人が刑法第96条の6の規定にも該当し、刑に処せられたとき(同項第3号については、刑法第96条の6の規定に該当する行為をしたことも明らかになったとき。)を除く。

2 第1項に規定する場合において、受注者が共同企業体であり、既に解散しているときは、発注者は、受注者の代表者であった者又はその構成員であった者に同項に規定する賠償金及び利息の支払を請求することができる。この場合において、受注者の代表者であった者及びその構成員であった者は、連帯して支払わなければならない。

- 3 第1項の規定にかかわらず、発注者に生じた損害の額が同項に規定する賠償金の額を超える場合は、発注者は、受注者に対しその超過分につき賠償を請求することができる。
- 4 前3項の規定は、この契約による履行が完了した後においても適用するものとする。

暴力団関係事業者との契約解除に係る特約条項

(発注者の解除権)

第1条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあってはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下この項において同じ。）が暴力団員等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下この項において「暴力団」という。）の構成員、及び暴力団と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者をいう。以下この項において同じ。）であると認められるとき。
 - (2) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - (3) 役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等（法人その他の団体又は個人をいう。以下この項において同じ。）を利用するなどしていると認められるとき。
 - (4) 役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
 - (5) 役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - (6) 役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。
- 2 前項各号のいずれかに該当し、かつ、発注者が契約を解除した場合における当該契約解除に係る違約金の徴収については、名古屋市契約規則（昭和39年名古屋市規則第17号）第45条第2項又は第3項の規定に基づく本約款の手続によるものとする。

(様式 1)

販 売 実 績 報 告 書

年 月 日

 (あて先)
 名 古 屋 市 長

年度

契 約 者	会 社 名									
	役職・氏名									
	連 絡 先		担 当 者							
			電 話 番 号							
物 件 番 号				施 設 名 称						
種 類				設 置 場 所						
契 約 日		年 月 日				設置台数	1 台			
契 約 期 間		年 月 日 ～ 年 月 日								
月	販売数量 (本・杯・ 個・枚)	販売金額 (税込)	備考	月	販売数量 (本・杯・ 個・枚)	販売金額 (税込)	備考			
4 月		円		10月		円				
5 月		円		11月		円				
6 月		円		12月		円				
7 月		円		1 月		円				
8 月		円		2 月		円				
9 月		円		3 月		円				
上半期 計		円		下半期 計		円				
年度 合計		円		(特記仕様等)						

(注) 1 上半期分は10月末までに、下半期分は4月末までに報告してください。

 2 報告先 名古屋市総務局総務課
 所在地：名古屋市中区三の丸三丁目1番1号
 電話：052-972-2106 F A X：052-972-4111
 E-mail：a2106@somu.city.nagoya.lg.jp

(様式 2)

入札参加申込書

年 月 日

(あて先)

名古屋市長 広沢 一郎

(申込者) 住 所

(フリガナ)
氏 名

※ 法人の場合は主たる所在地・名称を記入してください。

別紙誓約事項を誓約し、入札説明書及び契約条項を承知の上、下記のとおり申し込みます。

記

1 借受けを希望する物件

物件番号	種類	施設名称	設置場所

2 入札参加書送付先

住所 〒

氏名



上記以外の ☎

備 考

- ① この申込書は、令和7年9月12日（金）から令和7年9月24日（水）までの間に、必要書類を添付して、名古屋市総務局総務課まで持参又は郵送（期間内必着）してください。
- ② 申込後の名義変更、借受希望物件の変更、申込みの取り下げは一切できません。
- ③ 必要書類の添付されていないものは受け付けできません。
- ④ 連名申込の場合は、申込者欄に申込者名を併記して下さい。

誓 約 事 項

申込みにあたり、次の事項を誓約します。

- 1 次の各号のいずれかに該当する者ではありません。
 - (1) 入札に係る契約を締結する能力を有しない者、破産者で復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第32条第1項各号に掲げる者
 - (2) 次のいずれかに該当する者でその事実があった後 3年間経過していない者（当該事実と同一の事由により名古屋市指名停止要綱（15財用第 5号）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）を受けている者を除く。）
 - ア 契約の履行にあたり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - イ 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - エ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第 234条の 2第 1項の規定による監督又は検査の実施にあたり職員の職務の執行を妨げた者
 - オ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者（第13号に該当する者を除く。）
 - カ 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行った者
 - キ アからカまでの一に該当する事実があった後 3年を経過しない者を契約の履行にあたり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
 - (3) 次のいずれかに該当する者。ただし、更生手続開始又は再生手続開始の決定後、新たに名古屋市競争入札参加資格審査申請を行い認定を受けた者を除く。
 - ア 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者
 - イ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者
 - (4) 公告の日から落札決定までの間に指名停止の期間中の者
 - (5) 公告の日から落札決定までの間に「名古屋市が行う契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する合意書」（平成20年 1月28日付け名古屋市長等・愛知県警察本部長締結）及び「名古屋市が行う公有財産の売払い、貸付けの契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する取扱要綱」（平成20年 2月15日付け19財管第 253号）に基づく排除措置を受けている者
 - (6) 役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあってはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）に暴力団員等（暴力団（暴対法第 2 条第 2 号に規定するものをいう。以下同じ。）の構成員、及び暴力団と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者をいう。以下同じ。）がいる者
 - (7) 暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与している者
 - (8) 役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等を利用するなどしている者
 - (9) 役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - (10) 役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - (11) 役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する者であることを知りながら、これを利用するなどしている者
 - (12) 役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等から、名古屋市が行う契約等において妨害（不法な行為等で、契約等履行の障害となるものをいう。）又は不当要求（金銭の給付等一定の行為を請求する権利若しくは正当な利益がないにもかかわらずこれを要求し、又はその要求の方法、態様若しくは程度が社会的に正当なものと認められないものをいう。）を受けたことを認識していたにもかかわらず、市への報告又は警察への被害届の提出を故意に又は正当な理由がなく行わなかった者
 - (13) 公告の日から過去 3 か月以内に、自動販売機設置に伴う名古屋市有地及び建物の一時貸付入札に参加し、落札決定後、正当な理由なく契約を締結しなかった者
- 2 前項の誓約内容が、事実と相違することが判明したときは、当該事項に関して貴市が行う一切の措置について異議の申し立てを行いません。

法人役員に関する調書

商号又は名称				
所在地				
役職名	(フリガナ) 氏名	生年月日	性別	住所
	()	T・S・H・R ・ ・		
	()	T・S・H・R ・ ・		
	()	T・S・H・R ・ ・		
	()	T・S・H・R ・ ・		
	()	T・S・H・R ・ ・		
	()	T・S・H・R ・ ・		
	()	T・S・H・R ・ ・		
	()	T・S・H・R ・ ・		
	()	T・S・H・R ・ ・		

※ 法人の役員について記載すること。

入 札 参 加 書

令和 年 月 日

住所

氏名

名古屋市長 広沢 一郎

先に申込みされた名古屋市役所における自動販売機設置に係る名古屋市有地及び建物の一時貸付一般競争入札について、あなたを入札参加者としますので、下記のとおり、入札保証金を納付後入札してください。

記

1 入札に参加できる物件

物件番号	種類	施設名称	設置場所

2 入札保証金

・納付 要・不要

(以下は入札保証金の納付が必要な場合)

・納付日時 年 月 日() 時 分から 年 月 日() 時 分まで

・納付場所 名古屋市役所会計室会計課 (西庁舎 1 階北西)

・金 額 ￥ ★

3 入札を行う日時及び場所 (郵送入札の場合は到達期間及び送付先)

・日 時 入札参加書到着後から令和 7 年 10 月 16 日(火)午後 5 時まで

・場 所 〒 460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目 1 番 1 号

名古屋市総務局総務課

4 開札を行う日時及び場所

・日 時 令和 7 年 10 月 17 日 (金) 午前 10 時 00 分

・場 所 名古屋市役所市長部局入札室

(名古屋市役所西庁舎 12 階)

5 その他

・当日は必ずこの入札参加書をお持ち下さい。

委 任 状

私は都合により (受任者) を以って代理人と定め、下記の権限を委任します。

委 任 事 項

令和7年9月12日公告の名古屋市役所における自動販売機設置に係る名古屋市有地及び建物の一時貸付一般競争入札に関する入札書の記入、入札書の提出、最高入札額が同額であった場合の抽選及び開札の立会い

委任する物件番号	
----------	--

追って本委任を解除する場合には双方連署の上届出のない限りその効力のないことを誓約いたします。

令和 年 月 日

委任者 (所在地)
(商号又は名称)
(代表者 役職・氏名)

上記委任の件承諾いたしました。

受任者 (住 所)
(氏 名)

(あて先) 名 古 屋 市 長

入 札 書

令和 年 月 日

(あて先)

名古屋市

代表者 名古屋市長 広沢 一郎

(入札者)

住 所

(フリガナ)
氏 名

名古屋市役所における自動販売機設置に係る名古屋市有地及び建物の一時貸付一般競争入札において、私は、入札説明書に従い、下記の設置場所の公有財産の現在の形状及び契約条項を承知した上、下記のとおり入札します。

物件番号	施設名称				設置場所			
貸付金額（月額／税込）	千	百	拾	万	千	百	拾	円

- (1) 脱字又は誤字を加除修正した場合には、当該箇所又はその付近に押印してください。
- (2) 入札金額は、貸付けの月額を記載してください。
- (3) 入札金額の訂正はできません。間違えられた場合は新しい入札書をご使用ください。
- (4) 入札金額はアラビア数字（算用数字）を使用し、円未満の端数は記入しないでください。
- (5) 入札金額の頭に¥を必ず記入してください。

(様式 7)

貸 付 決 定 通 知 書

〇〇第 号

令和 年 月 日

住所

氏名

名古屋市長 広沢 一郎 印

名古屋市役所における自動販売機設置に係る名古屋市有地及び建物の一時貸付一般競争入札において、入札の結果、下記の公有財産についてあなたを落札者と認め、あなたに同物件の貸付けを行うことに決定しましたので、通知します。

記

1 物件の所在

物件番号	
施設名称	
設置場所	
設置台数	台

2 貸付価格

月額／税込
¥ ★

3 貸付期間

令和7年11月1日（土）から令和8年3月31日（火）まで
ただし、令和8年4月1日（水）から4年を限度に1年単位で更新可

4 契約締結期限

令和7年10月24日（金）